

支部長会議規程

平成 30 年 6 月 22 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、支部長会議（以下、「会議」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 会議は、次の各号の構成員をもって組織する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 支部担当理事
- (4) 支部長
- (5) 専務理事
- (6) 第 3 条に定める議長が指名する構成員

(議長、副議長)

第 3 条 会議に、議長及び副議長各 1 名を置く。

2. 議長は、会長が当たる。
3. 副議長は、総務・財務部門担当副会長が当たる。

(任期)

第 4 条 議長及び副議長の任期は 2 年とする。

2. 構成員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
3. 任期途中で交代した構成員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 会議は、支部に関することを審議する。ただし、重要事項については必要に応じて、企画調整会議の議を経て、理事会に付議する。

(運営)

第 6 条 会議は、議長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、会議が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規則の改正は、平成 30 年 6 月 23 日から施行する。